

三島市水防計画 資料編

令和7年2月
三島市

三島市水防計画 資料編 目次

目次	ページ
三島市水防協議会設置条例	1
表-1 三島市水防協議会委員構成	2
表-2 市の水位観測所	3
図-1 市の水位観測所	4
表-4 重要水防箇所	5
図-2 重要水防箇所	6
表-5 湛水注意箇所	7
表-6 橋梁注意箇所	7
図-3 湛水、水門及び橋梁注意箇所	8
表-7 水門注意箇所	9
図-4 水防団風水害等出動部隊編成	10
表-8 関係機関電話一覧	11
表-9 水防配備車両編成	12
表-10 雨量、水位観測所	13
表-11 危機管理型水位計	13
表-12 河川等監視カメラ	14
表-13 主要洪水・浸水被害と雨量	16
表-14 年最大降雨記録表	18
表-15 水位・雨量の情報提供機関	20
表-16 水防資器材保管一覧表	21
図-5 水防倉庫配置図	22
図-6 国土交通省の災害対策用車両等の派遣要請手順	23
表-17 災害対策用車両一覧表(国土交通省)	24
表-18 水位の種類及び内容	25
表-19 指定河川における情報提供について	26
表-20 避難指示等の基準	27
様式1 直轄河川洪水予報形式	29
様式2 県管理河川洪水予報発表形式	46
様式3 直轄河川水防警報発表用紙	63
様式7 県管理河川水防警報発表用紙(洪水)	64
様式9 直轄河川水位到達情報発表用紙	65
様式10 県管理河川水位到達情報発表用紙	70
様式11 国土交通省の災害対策用車両等の派遣要請様式	72
様式12 水防管理団体水防活動実施報告書	74
様式13 公用負担命令権限書	75
様式14 公用負担命令書	75

三島市水防協議会設置条例

昭和35年9月21日 条例第23号

第1条 水防法(昭和24年法律第193号。以下「法」という。)第34条第1項の規定により、三島市に水防協議会(以下「協議会」という。)を置く。

第2条 協議会の委員の定数は、20人以内とする。

第3条 協議会は、水防計画の樹立その他水防に関し必要な事項を調査審議する。

第4条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 会長に事故があるときは、会長の指名する委員が会長の職務を代理する。

第5条 関係行政機関の職員又は関係団体の代表者たる委員に事故があるときは、その指名する職務上の代理者がその職務を行うことができる。

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任の委員の残任期間とする。

2 会長において特別の事由があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、その任期中においても、これを免じ、又は解嘱することができる。

第7条 会長は、会議を招集し、その議長となる。

第8条 協議会は、委員の2分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第9条 協議会に幹事及び書記若干人を置き、会長が命じ、又は委嘱する。

2 幹事は、会長の命を受け、庶務を掌理する。

3 書記は、上司の命を受け、庶務に従事する。

第10条 委員の報酬及び費用弁償は、三島市教育委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年三島市条例第21号)を適用する。

第11条 この条例施行について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

表－1 三島市水防協議会委員構成

区 分	職 名
会 長	三島市長
委 員	国土交通省中部地方整備局沼津河川国道事務所長
委 員	陸上自衛隊第34普通科連隊第3中隊長
委 員	静岡県東部危機管理監
委 員	静岡県沼津土木事務所長
委 員	三島警察署長
委 員	三島市消防団長
委 員	西日本電信電話株式会社静岡支店長
委 員	東京電力パワーグリッド株式会社静岡総支社長
委 員	静岡ガス株式会社東部センター長
委 員	三島市建設事業協同組合理事長
委 員	三島建設業協力会会長
委 員	株式会社エフエムみしま・かんなみ代表取締役
委 員	日本大学国際関係学部長が推薦する者
委 員	順天堂大学保健看護学部長が推薦する者
委 員	三島市自治会連合会代表（防災・水防担当）
委 員	三島市社会福祉協議会会長
委 員	三島市民生委員・児童委員協議会理事
委 員	三島市副市長
委 員	三島市教育長
委 員	富士山南東消防本部三島消防署長

表-2 市の水位観測所（下神川橋、大場橋以外は消防、市土木課の基準）

（位置 P4 図-1 参照）

河川名	番号	観測所名	位置	テレメーター	水位監視・巡視	氾濫注意水位	避難判断水位 [高齢者等避難]	氾濫危険水位 [避難指示]
狩野川	1	千歳橋	伊豆の国市 南條	国	-	4.10	-	-
	2	徳倉	清水町徳倉	国	-	4.00	6.80	7.20
	3	松毛川排水 機場	長伏		市	-	-	-
大場川	4	大場[安久橋] (大場橋)	函南町間宮 (大場)	国	-	4.80 (6.00)	7.20	7.60
	5	下神川橋 (新町橋)	加茂川町 (川原ヶ谷)	県	-	2.50 (3.00)	-	4.00
	6	青木橋	長泉町 中土狩	県	-	3.20	-	3.40
	7	佐野中村橋	佐野		市	2.00	-	-
	8	徳倉中橋 (幸原山橋)	徳倉 (幸原町)		市	4.00 (3.00)	-	-
	9	神川橋 ※向山橋	壺町田		市	3.00	-	-
	10	谷田中村橋	谷田	県	-	-	-	-
	11	下河原橋	谷田		市	-	-	-
沢地川	12	向山橋(再掲)	壺町田		-	2.50	-	-
	13	祇園大橋	大宮町3丁目		市	-	-	-
三島 山田川	14	山田橋 (やすらぎ橋)	川原ヶ谷 (東町)		市	-	-	-
	15	島田橋	川原ヶ谷	県危管 水位計	-	-	-	-
夏梅木 川	16	夏梅木橋	谷田	県危管 水位計	-	-	-	-
御殿川	17	梅名橋 ※菊川橋	梅名		市	4.00	-	-
	18	藤代橋 (下御殿橋)	藤代町 (青木)	(県)	市	-	-	-
境川	19	玉川新橋	玉川		市	-	-	-
	20	的場橋	長伏		市	-	-	-
	21	境川 栄町10-13付近	栄町	県危管 水位計	-	-	-	-
函南 観音川	22	菊川橋(再掲)	大場		-	-	-	
来光川	23	蛇ヶ橋	函南町肥田	国	-	5.20	8.10	8.45
	24	観音橋	函南町上沢	県	-	1.70	-	1.90

・（ ）は監視場所統合のため、確認不要

・※は、1班で2箇所を監視すること（神川橋と向山橋、梅名橋と菊川橋）

図-1 市の水位観測所



表-4 重要水防箇所

(位置 P6 図-2 参照)

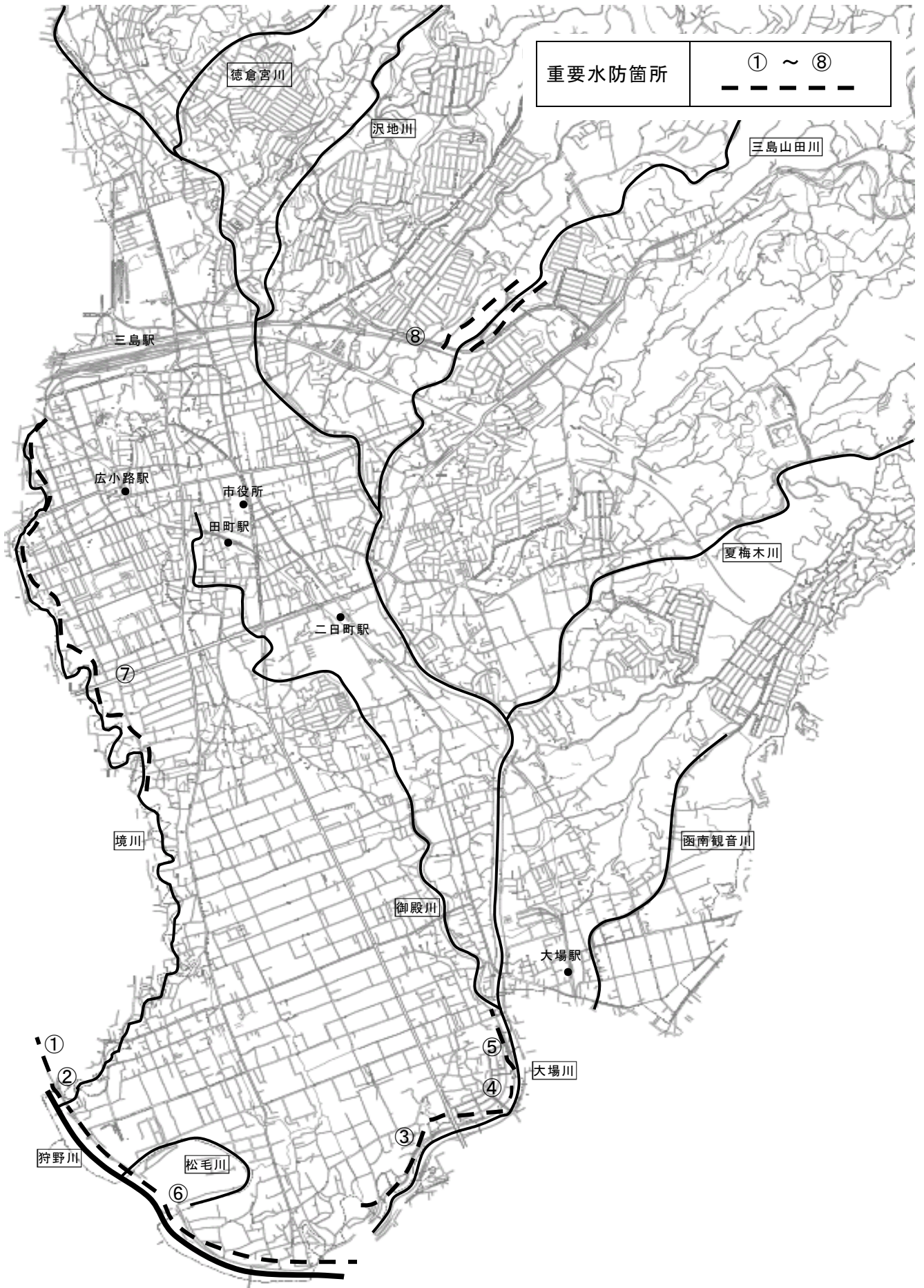
番号	河川名 (水系名)	市・町 (大字)	場所	重要度	延長 (m)	注意を要 する理由	位置 (自~至) 国	水防 工法	河川管理 団体 (水防管理 団体)	水防 倉庫
①	狩野川 (狩野川)	三島 (長伏) 清水町 (湯川)	徳倉橋上流	B	右 1,383	パイピング 破壊	8.0K+150m ~ 9.4K+102m	釜段 工	国 (三島市 清水町)	長伏
②	狩野川 (狩野川)	三島 (長伏) 清水町 (的場)	的場樋管付 近 ~ 大場川合流 点	B	右 2,133	河積不足	8.4K+207m ~ 12.0K+50m	積土 のう工	国 (三島市 清水町)	長伏
③	大場川 (狩野川)	三島 (御園) 函南 (間宮)	狩野川合流 点 ~ 大場川橋	B	右 1,510	堤防の 脆弱性	0.0K ~ 1.4K+79m	月の 輪工	国 (三島市 函南町)	御園
④	大場川 (狩野川)	三島 (安久)	安間樋管下 流	B	右 30	洗掘の暫 定施行	1.6K+22m ~ 1.6K+52m	木流 し工	国 (三島市)	御園
⑤	大場川 (狩野川)	三島 (安久)	函南観音川 合流点 ~ 仲町樋管	B	右 345	堤防の 脆弱性	1.6K+76m ~ 2.0K+91m	月の 輪工	国 (三島市)	御園
⑥	狩野川 (狩野川)	三島 (御園)	松毛川樋管	要 注意	右 410	旧川・破堤 履歴有	9.2K+190m ~ 9.6K+105m	月の 輪工	国 (三島市)	御園
⑦	境川 (狩野川)	三島 (平田) 清水町 (久米田)	平田橋上流 320m ~ 境橋	B	3,870	断面狭小	2.5K+20m ~ 6.3K+90m	積土 のう工	県 (三島市 清水町)	三島 市役所
⑧	三島 山田川 (狩野川)	三島 (川原ヶ谷)	新幹線 ~ 山田橋上流 40m	B	600	堤防高不 足無堤	1.0K+60m ~ 1.6K+60m	積土 のう工	県 (三島市)	夏梅木

※重要度区分 <①~⑥>国基準による区分

<⑦~⑧>県基準による区分

基準の詳細については計画編 P13 参照

図-2 重要水防箇所



表－5 湛水注意箇所

(位置 P8 図－3 参照)

NO	位 置	河 川 名
①	北沢地内	大場川
②	中島・大場地内	大場川・御殿川
③	安久地内	大場川
④	安久・御園地内	大場川
⑤	玉川・平田地内	境川
⑥	長伏・松本地内	狩野川・境川
⑦	大場地内(赤王)	観音川
⑧	大場地内	観音川
⑨	中島地内	御殿川
⑩	御園地内	松毛川

表－6 橋梁注意箇所

(位置 P8 図－3 参照)

番号	河川名	路線名	橋梁名	形状寸法 (L, W) m	位 置	影響の内容	管理者
①	狩野川	県道三島 静浦港線	新城橋	L=230 W=6.00	御 園 (沼津市大平)	桁下不足	静岡県
②	境 川	市道玉川 南二日町線	玉川新橋	鉄筋コンクリート橋 L=7 W=5	玉 川 (清水町久米田)	断面小	清水町

図-3 湛水、水門及び橋梁注意箇所

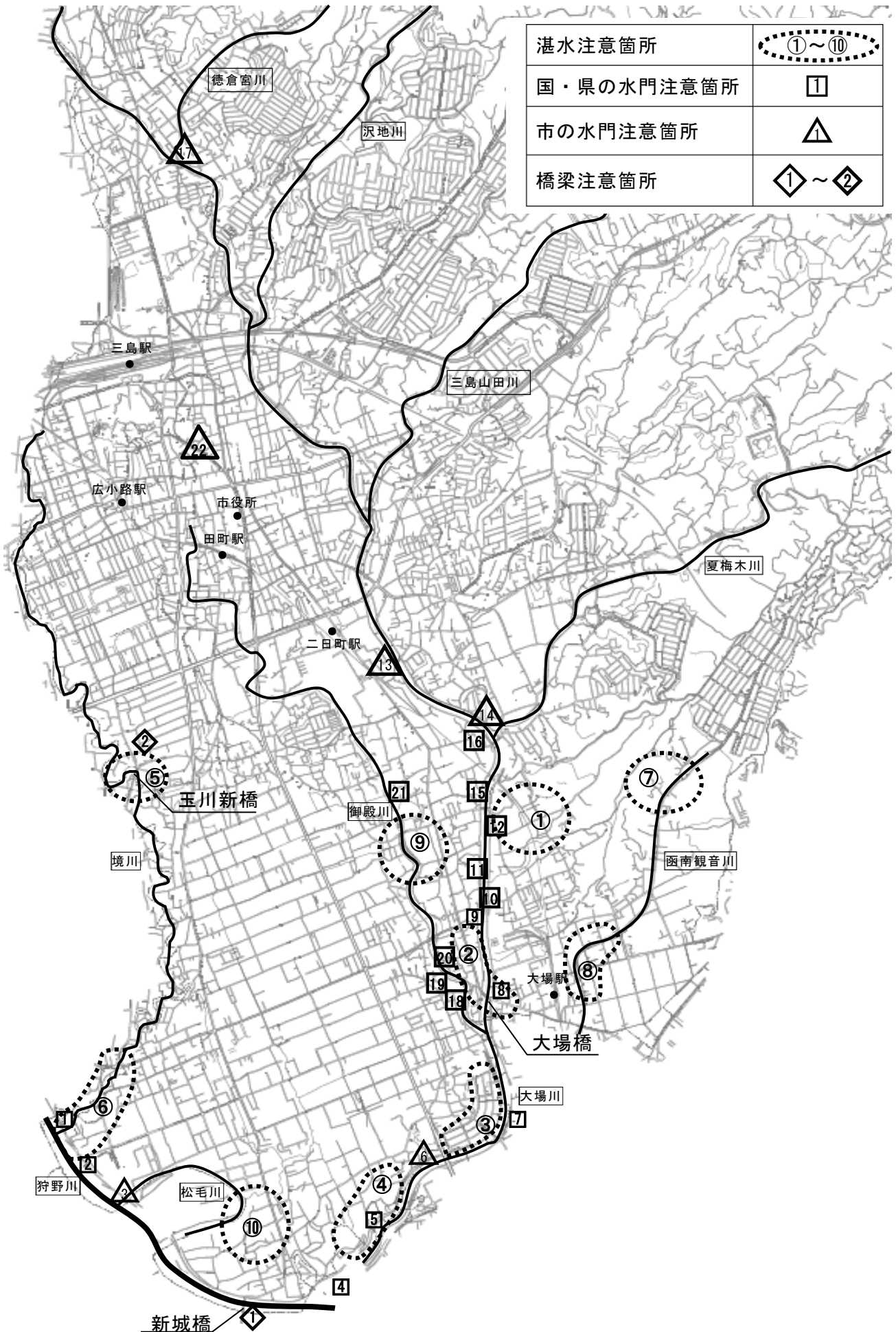


表-7 水門注意箇所

(位置 P8 図-3 参照)

番号	河川名	水門名	位置	L 形状 H W m	種別	委託先	担当課
①	狩野川	境川排水機場	長 伏	22.50 3.55 6.00	鋼製 ローラーゲート 電動	長伏町内会	983-2636 土木課
②	〃	長 伏 樋 管	〃	28.00 1.60 1.80	鋼製 スピンドル 電動	長伏町内会	983-2636 土木課
③	〃	松毛川樋管 (松毛川排水機場)	〃	36.40 2.00 2.70	鋼製 スピンドル 電動	御園町内会	983-2654 農と食の まちづく り課
④	大場川	中郷第1樋管	御 園	28.00 1.70 1.50	鋼製 ビンジャッキ 電動	御園町内会	983-2636 土木課
⑤	〃	中郷第2樋管	〃	28.30 1.70 1.50	鋼製 ビンジャッキ 電動	御園町内会	983-2636 土木課
⑥	〃	竹ノ下樋管	安 久	28.71 2.95 2.50	鋼製 ビンジャッキ 手動	安久町内会	983-2662 生活排水 対策室
⑦	〃	安 間 樋 管	〃	24.50 1.60 1.30	鋼製 ビンジャッキ 手動	安久町内会	983-2636 土木課
⑧	〃	上 町 樋 管	大 場	25.31 1.50 1.50	鋼製 スライドゲート 電動	大場町内会	983-2636 土木課
⑨	〃	中島樋管1号	中 島	16.50 1.50 1.50	鋼製 スライドゲート 手動	中島町内会	983-2636 土木課
⑩	〃	多 呂 樋 管	中 島	19.30 2.00 2.00	鋼製 スライドゲート 手動	多呂自治会	983-2636 土木課
⑪	〃	中島樋管2号	〃	— 0.90 0.90	鋼製 スライドゲート 手動	中島町内会	983-2636 土木課
⑫	〃	北 沢 樋 管	北 沢	— 1.40 1.40	鋼製 スライドゲート 手動	北沢町内会	983-2636 土木課
⑬	〃	谷 田 樋 管	中	10.00 2.25 2.25	鋼製 スライドゲート 手動	御門自治会	983-2662 生活排水 対策室
⑭	〃	小磯川樋管	谷 田	8.00 2.00 1.50	鋼製 スライドゲート 手動	谷田町内会	983-2662 生活排水 対策室
⑮	〃	中樋管1号	中	— 1.50 1.50	鋼製 スライドゲート 手動	中自治会	983-2636 土木課
⑯	〃	中樋管2号	〃	13.50 1.50 1.50	鋼製 スライドゲート 手動	中自治会	983-2636 土木課
⑰	〃	幸原用水樋門	幸原町	— 5.60 5.00	鋼製 スライドゲート 手動	直営	983-2654 農と食の まちづく り課
⑱	御殿川	梅名樋管1号	梅 名	13.40 1.00 1.00	鋼製 スライドゲート 手動	梅名自治会	983-2636 土木課

19	"	梅名 樋管 2号	"	22.30 Φ = 1.00	鋼製 スライドゲート 手動	梅名自治会	983-2636 土木課
20	"	中島 樋管 3号	中 島	12.60 Φ = 1.00	鋼製 スライドゲート 手動	中島町内会	983-2636 土木課
21	"	手乱川樋管	中	21.09 1.50 2.6	鋼製 ラック式 電動	中自治会	983-2636 土木課
△22	桜川	桜川水門	大宮町	— 1.00 1.60	木製 スライドゲート 手動	直営	983-2654 農と食の まちづく り課

図-4 水防団風水害等出動部隊編成

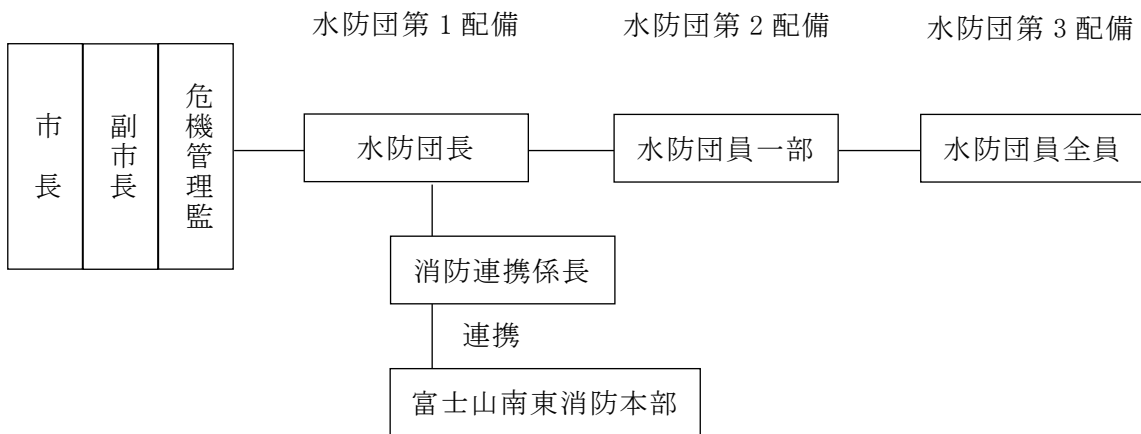


表-8 関係機関電話一覧

※各水防団(消防団)連絡先は計画編 P9 を参照のこと。

機 関 名	局 番	番 号	所 在 地
静 岡 県 庁	054	(土木防災課) 221-3033 221-2249 221-3206 (砂防課) 221-3042	静岡市葵区追手町 9-6
静 岡 県 水 防 本 部	054	221-3259	静岡市葵区追手町 9-6
国土交通省沼津河川国道事務所		934-2001	沼津市下香貫 3244-2
静 岡 地 方 気 象 台	054	286-3521	静岡市駿河区曲金 2 丁目 1-5
陸上自衛隊第 34 普通科連隊	0550	89-1310	御殿場市板妻 40-1
陸上自衛隊富士学校	0550	75-2311	駿東郡小山町須走 481-27
(航空自衛隊第 11 飛行教育団) 静 浜 基 地	054	622-1234	焼津市上小杉 1602
静岡県沼津土木事務所		920-2213	沼津市高島本町 1-3
静岡県東部地域局		920-2002	沼津市高島本町 1-3
裾 野 市 役 所		992-1111	裾野市佐野 1059
沼 津 市 役 所		931-2500	沼津市御幸町 16-1
清 水 町 役 場		973-1111	駿東郡清水町堂庭 210-1
函 南 町 役 場		978-2250	田方郡函南町 平井 717-13
長 泉 町 役 場		989-5500	駿東郡長泉町中土狩 828
三 島 市 役 所		(代表) 975-3111 (危機管理課) 983-2650	三島市北田町 4-47
中 郷 文 化 プ ラ ザ		982-5100	三島市梅名 353-1
三島市建設産業連合会		972-2588	三島市玉川 252
富士山南東消防本部		972-5801	三島市南田町 4-40

表-9 水防配備車両編成

令和7年2月現在

所 属	車 名	登録番号	積載キロ数	乗車人員	備 考
危機管理課	スバルフォレスター	伊豆800 さ 3552		5	無線車
〃	トヨタRAV4	伊豆800 さ 3052	580	5	〃
土木課	スズキ キャブオーバー	伊豆480 え 239	350	2	〃
〃	ホンダ HR-V	伊豆800 さ 40		5	〃
〃	トヨタダイナダンプ	伊豆100 さ 3178	2,000	3	〃
〃	トヨタダイナ	伊豆800 さ 3323	1,250	6	〃
〃	R A V — 4	伊豆300 さ 6845		5	〃
〃	日産エクストレイル	伊豆800 さ 39		5	〃
〃	排水ポンプ車8t	伊豆800 さ 3071	-	2	-
〃	排水ポンプ車8t	伊豆800 さ 3121	-	2	-
みどりと水の まちづくり課	ダイハツハイゼット	伊豆480 あ 186	350	2	
〃	日産アトラス	伊豆400 さ 67	1,450	6	
水道課	トヨタダイナ	伊豆400 さ 8660	1,500	3	無線車
〃	三菱キャンター	伊豆400 さ 29	2,000	3	〃
下水道課	トヨタプロボックス	伊豆400 す 1608	400(250)	2(5)	〃
〃	ダイハツハイゼットカーゴ	伊豆480 き 2834	350(250)	2(4)	〃
公共財産保全課	ダイハツハイゼットカーゴ	伊豆480 く 54	350(250)	2(4)	〃
〃	ダイハツハイゼットカーゴ	伊豆480 く 55	350(250)	2(4)	〃
〃	ダイハツハイゼットカーゴ	伊豆480 く 56	350(250)	2(4)	〃
〃	ダイハツハイゼットカーゴ	伊豆480 い 5764	350(250)	2(4)	〃

表－10 雨量、水位観測所

観測所名		観測区分			観測開始 年 月	所属	観測者	
		普通	自記	テレ				
雨量	市の瀬(臺ヶ沢)		○	○	S51.4.1	国土交通省		
	市ノ瀬(裾野市)			○	S54.9.15	静岡県		
	市役所			○	H4.4.1	静岡県		
	三島			○	S5.11	気象庁		
水位	狩野川	徳倉		○	○	S30.4.1	国土交通省	
		千歳橋		○	○	S35.6.1	国土交通省	
		大場(安久橋)		○	○	S37.5.1	国土交通省	
	大場川	下神川橋			○	S60.2.14	静岡県	
		青木橋			○	H4.4.1	静岡県	
		谷田中村橋			○	H29.4.1	静岡県	
	御殿川	下御殿橋			○	H29.4.1	静岡県	
	境川	玉川新橋	○			H29.12.1	静岡県	
	来光川	観音橋			○	H13.2	静岡県	
蛇ヶ橋			○	○	S48.10.1	国土交通省		

表－11 危機管理型水位計

河川	観測所	観測開始水位 (TP) (m)	氾濫開始相当 (TP) (m)	観測開始 年 月 日	種別	所属
境川	境川(栄町)	26.9	27.56	H31.4.1	洪水時	静岡県
夏梅木川	夏梅木橋	13.47	15.73	H31.4.1	洪水時	静岡県
三島山田川	島田橋	24.58	26.27	R3.3.23	洪水時	静岡県

表-12 河川等監視カメラ

河川名	名称	位置		観測開始	所属	備考
				年 月		
狩野川	境川排水機場 (屋上)	三島市	長伏	H16.3	国土交通省	
	千歳橋	伊豆の国市	南條	H17.9	国土交通省	
大場川	大場川	沼津市	大平	H12.3	国土交通省	
	下神川橋	三島市	加茂川町	H25.8.1	静岡県	
	青木橋	長泉町	中土狩	H25.8.1	静岡県	
	函南観音川排水 機場(屋上)	函南町	間宮	H16.3	国土交通省	
	谷田中村橋	三島市	中	H29.5.17	静岡県	
	北沢 アンダーパス	三島市	北沢	R3.3.31	三島市	
	多呂樋管	三島市	多呂	R5.3.31	三島市	
	上町樋管	三島市	大場	R4.3.31	三島市	
	安間樋管	三島市	安久	R4.3.31	三島市	
	大場ポンプ場 流入水路	三島市	大場	R5.4.1	三島市	
	中郷第1樋管	三島市	安久	R2.3.31	三島市	
	中郷第2樋管	三島市	安久	R2.3.31	三島市	
御殿川	下御殿橋	三島市	青木	H29.5.17	静岡県	
	藤代橋	三島市	藤代町	R5.3.31	三島市	
	梅名樋管1号	三島市	梅名	R5.3.31	三島市	
	梅名樋管2号	三島市	梅名	R6.3.31	三島市	
来光川	観音橋	函南町	上沢	H25.8.1	静岡県	
	来光川	函南町	日守	H12.3	国土交通省	
三島 山田川 (大場川との 合流地点)	うるおい広場	三島市	東町	R2.11.27	三島市	
沢地川 (大場川との 合流地点)	祇園大橋	三島市	大宮町3 丁目	R4.2.22	三島市	
函南 観音川	宮川橋	三島市	大場	R6.3.31	三島市	
桜川	白滝公園	三島市	大宮町	R5.3.31	三島市	
源兵衛川	芝橋	三島市	芝本町	R5.3.31	三島市	
	中郷温水地	三島市	富田町	R5.3.31	三島市	

境川	清住緑地	三島市	清住町	R5. 3. 31	三島市	
----	------	-----	-----	-----------	-----	--

表-13 主要洪水・浸水被害と雨量

洪水年	原因	被害状況（戸数）				三島測候所雨量（m）		
		全壊	半壊	床上浸水	床下浸水	1時間	1日	2日
S43.8.26	台風10号	1		18	100	61	208	244
S44.8.25	台風9号			18	131	15	39	63
S45.6.15	集中豪雨			97	158	30	271	347
S46.8.31	台風23号				78	34	118	182
S47.7.11	集中豪雨			3	50	19	68	88
S49.7.8	台風8号及び七夕豪雨	3	5	305	1,111	64	268	299
S50.9.23	集中豪雨			50	106	35	117	174
S50.10.5	台風13号			32		42	82	130
S56.8.22	台風15号			4	32	37	201	262
S57.8.1	台風10号		2	72	181	48	239	268
S57.9.12	台風18号			3	27	26	99	128
S58.9.28	台風10号に伴う大雨				3	35	147	177
H1.7.29	集中豪雨			49	331	82	192	205
H2.9.13	秋雨前線に伴う大雨				38	70	129	143
H2.9.15	台風19号及び秋雨前線	2	3	198	830	57	118	155
H2.9.30	台風20号				22	47	129	129
H3.8.20	集中豪雨			4	78	72	146	159
H4.8.17	台風11号に伴う大雨				18	46	71	88
H6.9.18	秋雨前線に伴う大雨			2	16	70	118	226
H8.6.18	梅雨前線に伴う集中豪雨				5	34	71	71
H10.8.28	秋雨前線に伴う大雨	3	6	4	56	49	224	235
H14.10.1	台風21号			1	6	43	158	161
H17.08.25	台風11号			1	12	47	226	234
H19.09.06	台風9号	1		38	93	42	311	351
R1.8.28	竜巻		2			24	55	60.5
R1.10.12	台風19号			4	70	43.5	362	392.5

R3.7.2～3	梅雨前線に伴う大雨			3	14	41.0	178.5	325.5
R5.6.2～3	梅雨前線に伴う大雨				4	57.5	260.5	328
R6.11.2	台風21号に伴う大雨	0	8	0	9	72.0	151.0	151.5

表-14 年最大降雨記録表

気象庁ホームページ 過去の気象データ

年		日		24 時間		1 時間		
		日	値	月日時-月日時	値	月日	値	順位
昭和 5 年	1930	9 月 19 日				10 月 20 日		
昭和 6 年	1931	9 月 26 日	98			9 月 27 日	25.3	
昭和 7 年	1932	11 月 14 日	94.4			6 月 25 日	16.5	
昭和 8 年	1933	10 月 20 日	77.7			9 月 16 日	59.6	
昭和 9 年	1934	8 月 30 日	178.5			8 月 30 日	75	3
昭和 10 年	1935	6 月 24 日	144.7			8 月 5 日	36.1	
昭和 11 年	1936	9 月 27 日	78.6			7 月 24 日	22.4	
昭和 12 年	1937	7 月 16 日	121.2			10 月 16 日	32.3	
昭和 13 年	1938	6 月 29 日	316			8 月 3 日	45.5	
昭和 14 年	1939	6 月 29 日	66.5			6 月 29 日		
昭和 15 年	1940	8 月 26 日	170.2			8 月 26 日	36.2	
昭和 16 年	1941	7 月 12 日	244			7 月 12 日	52	
昭和 17 年	1942	9 月 19 日	83.4			8 月 17 日	33	
昭和 18 年	1943	6 月 18 日	166.4			8 月 16 日	30.2	
昭和 19 年	1944	8 月 7 日	80.2			8 月 8 日	26.1	
昭和 20 年	1945	8 月 24 日	169.2			8 月 23 日	73.4	4
昭和 21 年	1946	11 月 27 日	92.9			11 月 27 日	33.2	
昭和 22 年	1947	9 月 15 日	114.6			9 月 14 日	21.4	
昭和 23 年	1948	9 月 16 日	254.1			9 月 16 日	31	
昭和 24 年	1949	6 月 19 日	161.5			6 月 19 日	37	
昭和 25 年	1950	6 月 13 日	92.4			2 月 9 日	33.3	
昭和 26 年	1951	6 月 16 日	143.2			9 月 30 日	39.1	
昭和 27 年	1952	9 月 26 日	136.3			6 月 24 日		
昭和 28 年	1953	7 月 18 日	167.8			7 月 17 日	35.7	
昭和 29 年	1954	8 月 24 日	95.6			8 月 24 日	52.1	
昭和 30 年	1955	8 月 27 日	89.9			8 月 27 日	40.5	
昭和 31 年	1956	3 月 19 日	84.4			7 月 22 日	26.5	
昭和 32 年	1957	9 月 6 日	111.6			9 月 6 日	33.4	
昭和 33 年	1958	9 月 17 日	182.1			9 月 17 日	48	
昭和 34 年	1959	8 月 13 日	201.6			2 月 19 日	35	
昭和 35 年	1960	5 月 19 日	91.7			5 月 19 日	25.2	
昭和 36 年	1961	6 月 28 日	253.3			6 月 28 日	43	
昭和 37 年	1962	10 月 11 日	117.5			9 月 3 日	60.5	
昭和 38 年	1963	6 月 3 日	118.6			8 月 28 日	49.3	
昭和 39 年	1964	6 月 27 日	120.3			9 月 9 日	72.9	5
昭和 40 年	1965	8 月 22 日	145.6			9 月 17 日	44.2	
昭和 41 年	1966	6 月 28 日	127.1			7 月 9 日	81.8	1
昭和 42 年	1967	9 月 13 日	114.9			8 月 2 日	52.4	
昭和 43 年	1968	8 月 26 日	207.5			8 月 26 日	61	
昭和 44 年	1969	8 月 1 日	90			8 月 1 日	40.5	
昭和 45 年	1970	6 月 15 日	271			6 月 15 日	30	
昭和 46 年	1971	9 月 7 日	122			9 月 6 日	39	
昭和 47 年	1972	7 月 15 日	147.5			8 月 22 日	48.5	
昭和 48 年	1973	7 月 20 日	131.5			11 月 10 日	30	
昭和 49 年	1974	7 月 8 日	268			7 月 8 日	64	10
昭和 50 年	1975	10 月 5 日	129.5			10 月 5 日	42	
昭和 51 年	1976	8 月 9 日	98.5			3 月 27 日	27.5	
昭和 52 年	1977	11 月 17 日	140			11 月 17 日	46	
昭和 53 年	1978	6 月 23 日	72.5			7 月 11 日	24.5	
昭和 54 年	1979	3 月 30 日	99.5			8 月 7 日	40.5	
昭和 55 年	1980	9 月 7 日	102.5			9 月 7 日	51	
昭和 56 年	1981	8 月 22 日	201			10 月 9 日	49.5	
昭和 57 年	1982	8 月 1 日	238.5			7 月 23 日	54	
昭和 58 年	1983	8 月 17 日	165			9 月 28 日	34.5	
昭和 59 年	1984	6 月 23 日	122.5			6 月 23 日	35.5	

年		日		24 時間		1 時間		
		日	値	月日時-月日時	値	月日	値	順位
昭和 60 年	1985	6 月 30 日	110.5			6 月 28 日	35.5	
昭和 61 年	1986	8 月 4 日	86.5			9 月 2 日	39	
昭和 62 年	1987	6 月 29 日	75.5			8 月 6 日	34.5	
昭和 63 年	1988	8 月 11 日	130			8 月 11 日	32	
平成元年	1989	7 月 29 日	192			7 月 29 日	81.5	2
平成 2 年	1990	9 月 13 日	129			9 月 13 日	69.5	9
平成 3 年	1991	8 月 20 日	145.5	9/18 17- 9/19 17	165	8 月 20 日	72	6
平成 4 年	1992	11 月 20 日	73.5	5/09 06- 5/10 06	90	8 月 17 日	46	
平成 5 年	1993	7 月 5 日	98.5	7/25 12- 7/26 12	102	2/22 *	38.5	
平成 6 年	1994	9 月 17 日	118	9/17 05- 9/18 05	176.5	9 月 18 日	70	8
平成 7 年	1995	7 月 1 日	102.5	5/15 07- 5/16 05	109.5	7 月 1 日	34	
平成 8 年	1996	9 月 22 日	111	7/08 15- 7/09 15	114.5	6 月 18 日	33.5	
平成 9 年	1997	6 月 20 日	97.5	6/19 19- 6/20 15	99.5	7 月 11 日	36	
平成 10 年	1998	8 月 28 日	224	8/27 20- 8/28 20	238.5	10 月 1 日	63.5	
平成 11 年	1999	7 月 13 日	103	8/06 07- 8/07 07	123.5	9 月 13 日	42.5	
平成 12 年	2000	9 月 1 日	126	8/31 14- 9/01 14	133.5	9 月 1 日	32.5	
平成 13 年	2001	9 月 10 日	147	9/10 02- 9/11 02	150.5	8 月 21 日	29.5	
平成 14 年	2002	10 月 1 日	157.5]	9/30 22-10/01 20	158.0]	10 月 1 日	43	
平成 15 年	2003	8 月 15 日	195.5	8/14 17- 8/15 17	233.5	7 月 4 日	57.5	
平成 16 年	2004	10 月 9 日	190	10/08 17-10/09 17	252	8 月 17 日	54.5	
平成 17 年	2005	8 月 25 日	226	8/25 04- 8/26 04	233	8 月 25 日	46.5	
平成 18 年	2006	2 月 1 日	79	8/08 05- 8/09 05	113.5	7 月 19 日	27.5	
平成 19 年	2007	9 月 6 日	310.5]	9/06 07- 9/07 07	340.0]	9 月 6 日	42.0]	
平成 20 年	2008	8 月 24 日	115.5	4/07 19- 4/08 14	146	7 月 4 日	63.5	
平成 21 年	2009	11 月 11 日	59	8/09 21- 8/10 13	61.5	9 月 12 日	37	
平成 22 年	2010	7 月 30 日	140.5	7/29 06- 7/30 06	213	9 月 8 日	48	
平成 23 年	2011	5 月 11 日	128.5	9/20 21- 9/21 17	140.5	9 月 20 日	51	
平成 24 年	2012	6 月 19 日	72.5	2/06 12- 2/07 12	91	6/19 *	20.5	
平成 25 年	2013	9 月 15 日	96	9/15 01- 9/16 01	97.5	8 月 21 日	38.5	
平成 26 年	2014	10 月 5 日	160.5	10/05 10- 10/06 10	278	10 月 6 日	42.5	
平成 27 年	2015	7 月 16 日	116	7/15 23- 7/16 23	118	9 月 2 日	56.5	
平成 28 年	2016	8 月 22 日	92	8/22 05- 8/22 16	92	8 月 2 日	57.0	
平成 29 年	2017	10 月 29 日	110.5	10/28 22-10/29 21	111.5	8 月 7 日	32.0	
平成 30 年	2018	6 月 20 日	90.5	6/20 03-6/21 03	134	6 月 9 日	32.5	
令和元年	2019	10 月 12 日	362	10/11 21-10/12 21	369.5	10 月 12 日	43.5	
令和 2 年	2020	7 月 26 日	158	7/26 1- 7/26 24	158	7 月 6 日	35.5	
令和 3 年	2021	7 月 2 日	178.5	7/2 10~7/3 10	205.5	9 月 1 日	54	
令和 4 年	2022	8 月 12 日	96.5	8/12 8 - 8/13 8	115.5	7 月 19 日	46.5	
令和 5 年	2023	6 月 2 日	260.5	6/2 7 - 6/2 7	283.5	6 月 2 日	57.5	
令和 6 年	2024	11 月 2 日	151.0	11/1 23 - 11/2 23	151.5	11 月 2 日	72	6

※記号]:統計を行う対象資料が許容範囲を超えて欠けている数値(資料不足値)。値そのものを信用することはできず、通常は上位の統計に用いませんが、極値、合計、度数等の統計ではその値以上(以下)であることが確実である、といった性質を利用して統計に利用できる場合がある。

表-15 水位・雨量の情報提供機関

水位

情報提供者	河川名	場所	内容	情報取得手段
国土交通省 TEL055-934-2009	大場川	大場 (安久橋)	毎正時の水位 (自記テレメータ) 24時間分を表示	国土交通省 ホームページ 静岡県ホームページ (サイポスレーダー)
	狩野川	大仁 千歳橋 清水町徳倉 黒瀬外	毎正時の水位 (自記テレメータ) 24時間分を表示	
	狩野川放水路	鏡橋	毎正時の水位 (自記テレメータ) 24時間分を表示	
県 沼津土木事務所 (維持調査課) TEL920-2213 FAX920-2383	大場川	下神川橋 青木橋 谷田中村橋	毎正時の水位 (自記テレメータ) 24時間分を表示	静岡県ホームページ (サイポスレーダー)
	御殿川	下御殿橋	毎正時の水位 (自記テレメータ) 24時間分を表示	

雨量

情報提供者	河川名	場所	内容	情報取得手段
気象庁 (静岡地方气象台) TEL054-286-3521 FAX054-283-6922		全 国 地 方 県 地 域	レーダー・アメダス 解析雨量	気象庁 ホームページ
国土交通省 TEL055-934-2009	大場川	三島市暮ヶ沢 (市の瀬観測所)	毎時間雨量 (自記テレメータ)	静岡県ホームページ (サイポスレーダー)
県 沼津土木事務所 (維持調査課) TEL920-2213 FAX920-2383	大場川	裾野市市ノ瀬 三島市役所	毎時間雨量 (自記テレメータ)	
	狩野川	修善寺 湯ヶ島	毎時間雨量 (自記テレメータ)	
裾野市 TEL992-3211	黄瀬川	富士山南東消防 本部裾野消防署	毎時間雨量 自記記録計	電 話 F A X

表-16 水防資器材保管一覧表 (R6年12月31日現在)

	夏	梅	木	北	沢	御	園	長	伏	徳	倉	富	田	町	計
ビニール袋	500			200	400		400	400	400	1,200		5,000		7,700	
麻袋	400			400			100	400	400	300				1,600	
土のう												400		400	
ビニール 2.0m×0.1mm							1巻							1巻	
針金 18番							10kg			30kg				40kg	
ノリツばん線	200本10kg			400本20kg		400本20kg		400本20kg		400本20kg				1,800本80kg	
ばん線	12.5kg			12.5kg		12.5kg		12.5kg		20kg				70kg	
荒縄	2巻6kg			1巻3kg		2巻6kg		2巻6kg						7巻21kg	
杭 (くい)	30			55			30	55		19				189	
スコップ (剣)	7			10		10		10		9				21	
かかけや	7			4		4		4		4				13	
つるはし						1								1	
鎌	5			2		2		2		2				13	
なた	3													3	

図-5 水防倉庫配置図

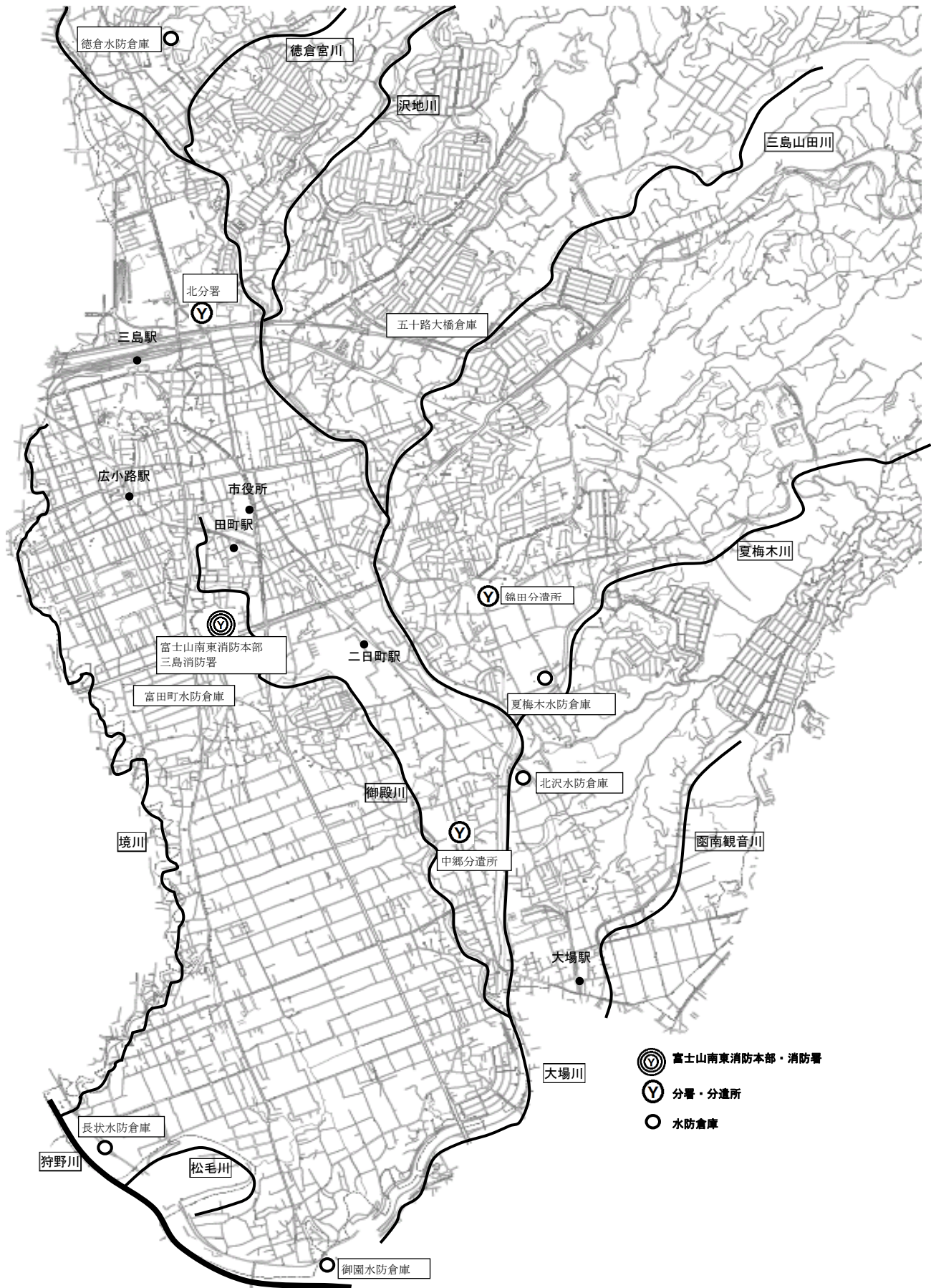
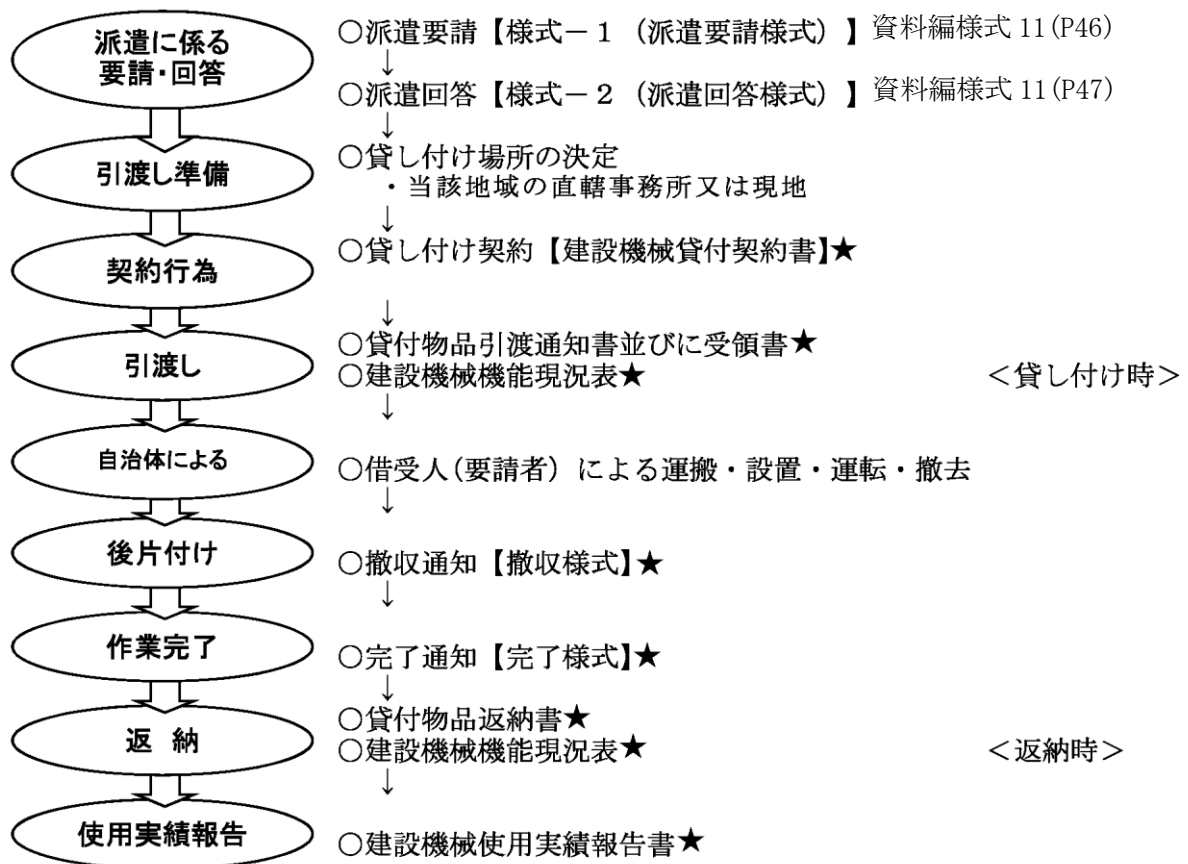


図-6 国土交通省の災害対策用車両等の派遣要請手順

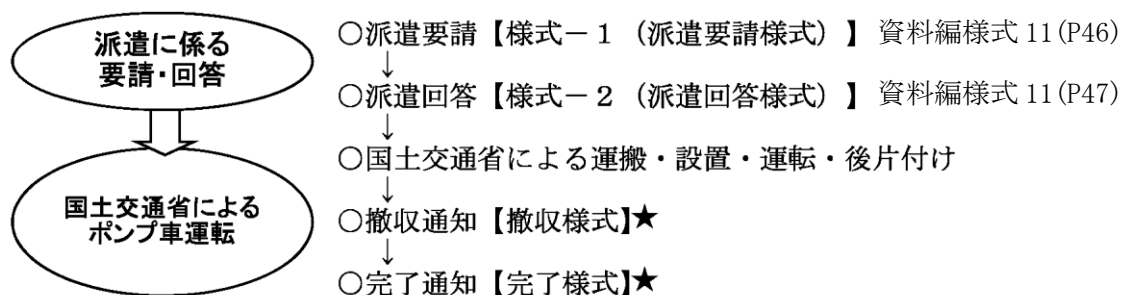
災害対策用車両派遣に係る手続きの流れ

①無償（国有財産貸付）による場合



★印については、当該地域の直轄事務所と協議の上、資料を作成。

②国土交通省による派遣の場合



★印については、当該地域の直轄事務所と協議の上、資料を作成。

表一17 災害対策用車両一覧表（国土交通省）

中部地方整備局における災害対策用機械の配備状況 【R03年4月配備状況】

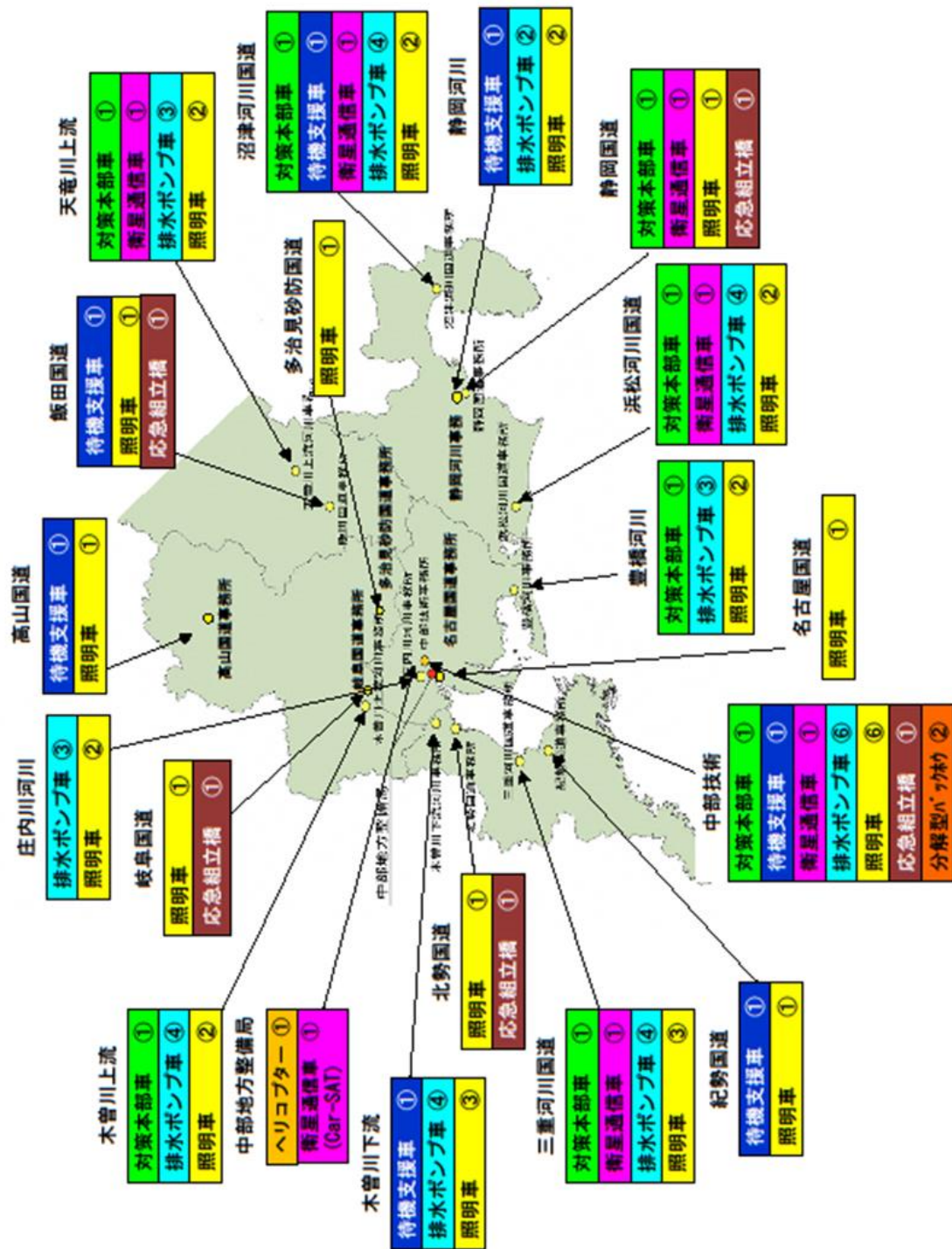


表-18 水位の種類及び内容

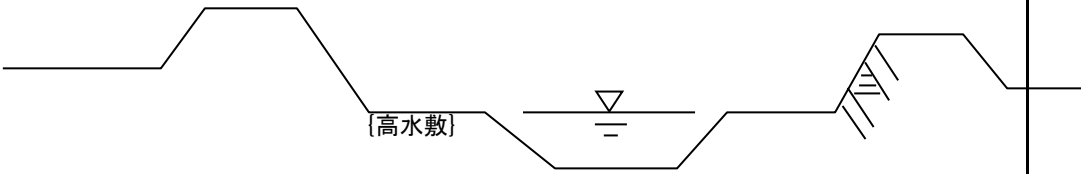
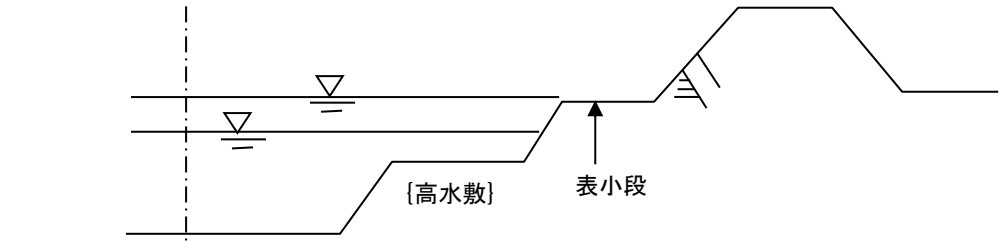
種	類	内	容
計	画	高	工事实施基本計画に従って、計画高水位流量及び計画横断形に基づいて、又は流水の貯留を考慮して、河川管理者が定めた高水位をいう。
水	防	団	機
(通	報)
(指	定)
水	水	位	<ul style="list-style-type: none"> 流量からみた場合は、計画高水流量の約2割の流量が流れる水位 1年間に5～10日起こる程度の水位 ※ 1年間の水位記録を大きい順に並べ、大きい方から5～10番目の水位をとる。但し、過去何年間かを参考にするが、河川改修等による河川形状の変化があれば、この基準は使えない。 有堤でしかも複断面の川であればほぼ高水敷にのる水位 
氾	濫	注	意
(警	戒)
水	水	位	<ul style="list-style-type: none"> 流量からみた場合、計画高水流量のほぼ半分になる水位 平均低水位から計画高水位までの下から6割の水位 ※ 平均低水位とは、ある期間中の観測水位(普通は1日平均水位)の合計を観測日数で割ったものである平均水位より低い水位だけを平均した水位 約3年間に1回起こる程度の水位 ※ 水位の超過確率を考え3年確率相当水位を求める 有堤部複断面の川では表小段の高さにほぼ一致する水位 
避	難	判	断
水	水	位	<ul style="list-style-type: none"> 市町長の高齢者等避難の発令判断の目安、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位 高齢者等避難の発令・情報伝達・避難場所の開設等に要する時間を考慮するとともに、過去の洪水における個々の河川ごとの水位上昇速度、避難判断水位への到達頻度等の出水特性等を総合的に考慮し設定する。
氾	濫	危	険
(危	険)
(洪	水	特
水	水	位	別
水	水	位	<ul style="list-style-type: none"> 洪水により相当の家屋浸水等の被害を生ずる氾濫の起こる恐れがある水位であり、市町長の避難指示の発令判断の目安、住民の避難判断の参考となる水位である。 以下に示す水位のうち低いほうの水位を設定する。ただし、堀込河川で堤内地盤高に比して計画高水位が相当程度低い場合、計画高水位の設定のない場合等にあってはこの限りでない。 ①計画高水位 ②洪水予報観測所において当該水位の洪水予報観測所換算水位を観測時時点から当該危険個所において越水又は溢水が発生するまでに、避難指示の発令、情報伝達の及び避難を完了させることが可能となるよう、水位上昇速度及び避難等に要する時間(リードタイム)を考慮して設定した水位 改修事業に進捗等、状況の変化に応じ見直しを行う。

表-19 指定河川における情報提供について

発表情報名		水防警報	洪水予報	氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）
指定河川名		水防警報河川	洪水予報河川	水位周知河川
対象河川	直轄	洪水又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれのある河川、湖沼又は海岸	流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれのある河川	洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがある河川
	県	洪水又は高潮により相当な損害を生ずるおそれのある河川、湖沼又は海岸	流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川	洪水予報河川以外の河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川
情報提供の内容		水防警報とは、国または県が指定した河川において、水防管理団体の水防活動の指針となる情報として、水位等を示して発表する	洪水予報とは、国または県が指定した河川において、洪水が生じる恐れがある場合に水防管理団体（水防団）や住民に対して、気象庁（降雨予測）と国又は県（水位予測）が共同して洪水の情報を発表する	氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）とは避難等の目安となる水位であり、国または県が指定した河川において、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達した場合、水防管理団体や住民へ氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）到達により迅速・的確な避難指示の発表が可能となる。
発表内容・種類		準備、出動、情報、解除等の警報種類があり、現況の河川水位の段階毎に発表する	氾濫注意情報（洪水注意報）、氾濫警戒情報（洪水警報）、氾濫危険情報（洪水警戒）及び氾濫発生情報があり、水位、流量又は雨量の現況値と2～3時間後の予測値を示して発表する	氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の水位到達情報に、現況の水位及び必要に応じて補足情報を示して発表する
基準水位	直轄	中部地方整備局所管河川は、氾濫注意水位（警戒水位）：準備、出動水位：出動	氾濫注意水位（警戒水位） 避難判断水位 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）	氾濫危険水位 （洪水特別警戒水位）
	県	氾濫注意水位（警戒水位）		
情報提供の対象者		水防管理団体（水防団）	水防管理団体（水防団）、 一般住民	水防管理団体（水防団）、 一般住民
法的根拠		水防法第16条	水防法第10条、第11条 気象業務法	水防法第13条
備考		中部地方整備局所管の河川と県管理河川との基準水位に違いがあるため、注意が必要	市町で発表する避難等の参考となる	平成26年4月8日付水環第2号「洪水時における情報提供の充実について」により改正 市町で発表する避難等の参考となる

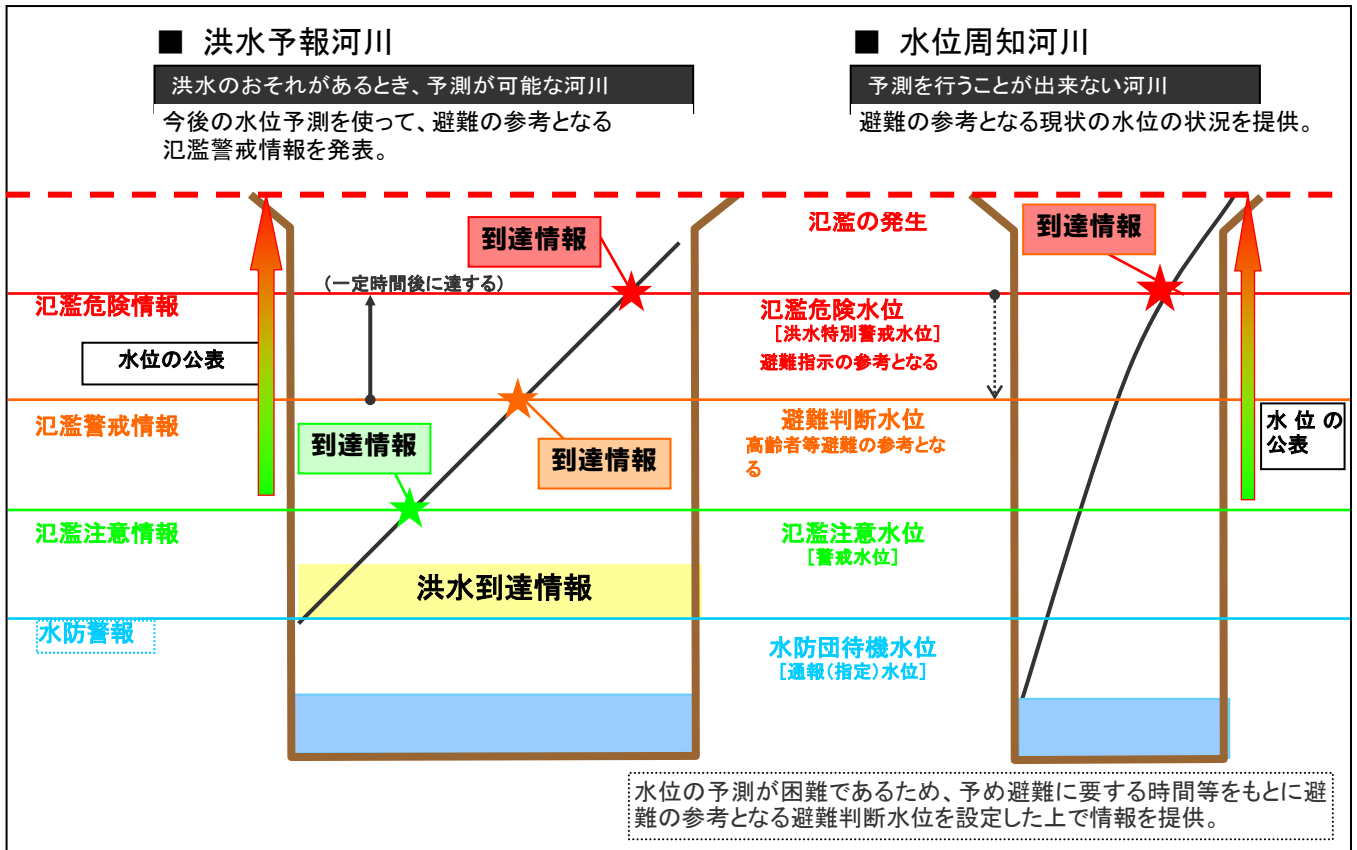


表-20 避難指示等の基準

区分	水害	土砂災害
<p>高齢者等 避難 【警戒レ ベル3】</p>	<p>次のいずれかに該当するとき発令する。 ①比較的大きな河川の水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）に到達し、かつ、氾濫注意情報において引き続きの水位上昇が見込まれている場合 ②比較的大きな河川の水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達する予測が発表されている場合 ③国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「避難判断水位の超過に相当（赤）」になった場合 ④堤防に軽微な漏水等が発見された場合</p>	<p>次のいずれかに該当するとき発令する。 ①大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が気象庁は「警戒（赤）」、県は「3時間以内に土砂災害の危険になる恐れがある（黄）」となった場合 ②台風の影響などにより、市内にまとまった50mm/時間以上の降雨又は30mm/時間以上の降雨が3時間以上続くと予想され、人的被害が見込まれる場合（発令時期は、ピークの3時間前又はピーク時の3時間前が夜間、早朝の場合は日没前）</p>
<p>避難指示 【警戒レ ベル4】</p>	<p>次のいずれかに該当するとき発令する。 ①比較的大きな河川の水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達した場合 ②氾濫危険水位に到達していないものの、堤防高を超える事が予想される場合 ③国管理河川の洪水危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫危険水位の超過に相当（紫）」になった場合 ④堤防に異常な漏水、浸食等が発見された場合 ⑤立退き避難が困難となる風雨が予想される場合 ⑥その他水害の発生する恐れがある場合であって、市長が必要と認めるとき</p>	<p>次のいずれかに該当するとき発令する。 ①土砂災害警戒情報が発表された場合 ②土砂災害の危険度分布が気象庁は「危険（紫）」、県は「2時間以内に土砂災害の危険になる恐れがある（橙）」となった場合 ③立退き避難が困難となる風雨が予想される場合 ④土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合 ⑤その他土砂災害が発生する恐れがある場合であって、市長が必要と認めるとき</p>
<p>緊急安全 確保 【警戒レ ベル5】</p>	<p>次のいずれかに該当するとき発令する ①比較的大きな河川の水位観測所の水位が氾濫開始相当水位に到達した場合 ②国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫している可能性（黒）」になった場合 ③堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 ④樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や、本川が増水しているため排水機場の運転を停止せざるをえない場合 ⑤堤防の決壊や越水の発生又は氾濫発生情報が発表された場合</p>	<p>次のいずれかに該当するとき発令する ①大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合 ②土砂災害が発生した場合 ③山鳴り、流木の流出の発生が確認された場合 ④土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合</p>

<p style="text-align: center;">解除</p>	<p>水位が氾濫危険水位及び背後地盤高を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本とする。</p> <p>堤防決壊による浸水が発生した場合については、浸水の拡大がみられず、河川からの氾濫のおそれなくなった段階を基本とする。</p>	<p>当該地区の土砂災害警戒情報が解除された段階を基本とする。ただし、土砂災害が発生した場合には、現地状況の確認（崩壊の拡大や新たなクラック等の有無など）等を踏まえ、慎重に解除の判断をするものとする。</p>
--	---	--